

令和3年2月定例会 次世代育成・少子高齢化対策特別委員会(付託)

令和3年3月3日(水)

[委員会の概要]

立川委員長

ただいまから、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)
直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(説明資料(その3))

【報告事項】

○とくしま高齢者いきいきプラン(最終案)に係る数値の変更について(資料1)

仁井谷保健福祉部長

それでは、今定例会に、追加提出をいたしております案件につきまして、御説明申し上げます。私からは、総括の説明及び保健福祉部関係について、御説明させていただきまして、その後、関係部局長から順次御説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、お手元の次世代育成・少子高齢化対策特別委員会説明資料(その3)を御覧ください。お開きいただきまして、1ページでございます。一般会計の補正予算でございますが、総括表の一番下の計欄、左から3列目でございます。補正額の欄でございますが、関係する5部局合計で、20億1,622万8,000円の減額補正をお願いするもので、補正後の予算総額は、491億434万9,000円となっております。次に保健福祉部関係でございますが、同じ表の中の一番上の段にごさまして、10億6,629万2,000円の減額補正をお願いしたいと考えております。補正後の予算総額は367億1,964万3,000円となっております。財源につきましては、右に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。特別会計の補正予算でございます。こちら表の中の一番下に計欄を記載しておりまして、6,000万円の減額補正をお願いするものでございます。補正後の予算総額は、15億4,980万1,000円となっております。

3ページをお願いいたします。部別主要事項説明でございます。まず、保健福祉部関係でございますが、保健福祉政策課では、摘要欄①のア、福祉・介護人材確保対策事業費でございます。こちら、400万6,000円の増額となっておりますが、今年度、新型コロナウイルス感染症の影響により、学生等を対象とした大規模な福祉就職フェアを中止させていただくことから、6月補正において一旦減額としておりましたけれども、その後、感染症対策を徹底した少人数形式のガイダンス、Webコンテンツの充実など、新たな日常に対応した形での事業を執行するというにいたしましたので、再度の予算計上をお願いした

いというものです。

次に、国保・自立支援課でございます。老人福祉費の摘要欄①のア、後期高齢者医療財政安定化基金事業費でございます。5,035万6,000円の減額となっておりますが、後期高齢者医療広域連合への貸付金が発生しなかったこと等に伴うものでございます。同じくイの後期高齢者医療制度高額医療費負担金につきましては、2億9,129万4,000円の増額となっております。令和2年度中における後期高齢者の高額医療費が増となる見込みであることによるものでございます。国保・自立支援課合計といたしましては、2億6,577万4,000円の増額をお願いしたいと考えております。

次に、医療政策課でございます。医務費の摘要欄③のア、医療提供体制確保総合対策事業費でございます。8,800万円の減額を行うものでありまして、徳島大学における寄附講座の設置に要する経費等が、当初の見込みより少なかったことによるものでございます。また、摘要欄④のア、小児救急医療総合対策事業費につきましては、3,944万5,000円の減額を行うものであります。小児救急拠点病院の運営に係る経費が、当初の見込みよりも減となることに伴うものでございます。医療政策課の合計といたしましては、2億1,774万9,000円の減額となっております。

次に、4ページをお願いいたします。健康づくり課でございますが、公衆衛生総務費の摘要欄①のウ、母子保健事業費で8,185万円の減額を行うものであります。妊婦のPCR検査の助成など、妊産婦の新型コロナウイルス対策支援に係る経費の所要見込みが減となったことに伴うものでございます。健康づくり課合計といたしましては、1億558万4,000円の減額となっております。

次に、長寿いきがい課でございます。老人福祉費の摘要欄①、老人福祉運営対策費でございますが、5億420万円の減額を行うものであります。介護施設職員に対する慰労金の支給が、当初の見込みを下回ったこと等によるものでございます。また、その下の摘要欄⑤の介護保険対策費といたしまして、5億1,691万5,000円の減額を行うものであります。介護給付費の伸びが当初の見込みを下回ったことによる、介護給付費等負担金の減、介護保険財政安定化基金の市町村貸付けの減、地域支援事業交付金の交付見込みの減等によるものでございます。長寿いきがい課合計といたしましては、10億1,273万9,000円の減額となっております。

続いて、11ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。まず、上の段が追加分でございます。医療政策課の医療衛生費において、450万円の追加をお願いしたいと考えております。休日夜間急患センターの機能強化に係るものでございます。それから変更分でございますが、下の表でございまして、長寿いきがい課の老人福祉運営対策費につきまして、2,700万円を5億1,181万8,000円に補正させていただきたいと考えております。介護サービス事業所の感染症対策に係る経費等でございます。また、老人福祉施設整備事業費につきましては、1億2,484万円から6億9,799万1,000円に変更をお願いするものでございます。鳴門市の地域密着特別養護老人ホームの整備、あるいは大規模改修に伴うICTの整備等に伴うものでございます。以上が、追加提出しております案件でございます。

続きまして、この際1点御報告させていただきます。資料1をお願いいたします。とくしま高齢者いきいきプラン(最終案)に係る数値の変更についてでございます。この計画の最終案につきましては、事前委員会にて御説明をいたしましたが、その後、介護人材の

需給推計に使用するワークシートについて、厚生労働省より修正版が配付されたことを受け、数字の再算定を行ったものでございます。計画そのものの内容については、変更はございません。

保健福祉部からは以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

上田未来創生文化部長

2月定例会に追加提出いたしました未来創生文化部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。今回御審議いただきます案件は、令和2年度一般会計特別会計補正予算(案)となっております。

説明資料(その3)の1ページをお開きください。未来創生文化部の一般会計歳入歳出予算につきましては、補正額の欄に記載のとおり、9億2,303万3,000円の減額をお願いしております。補正後の予算総額は、114億7,666万1,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。特別会計についてでございます。母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計におきまして、6,000万円の減額をお願いしており、補正後の予算総額は、2億4,385万円となっております。

5ページをお開きください。次に、各課別の主要事項につきまして、主なものを御説明いたします。ダイバーシティ推進課関係でございます。各事業の所要額の確定によりまして、ダイバーシティ推進課合計で、3,493万9,000円の減額をお願いし、補正後の予算額は、1億233万8,000円となっております。

男女参画・人権課関係でございます。目名、婦人保護費におきましては、各事業の所要額の見込み等により、339万7,000円の減額をお願いしております。男女参画・人権課合計では、457万5,000円の減額となり、補正後の予算額は、1億9,853万2,000円となっております。

6ページをお開きください。続きまして、次世代育成・青少年課関係でございます。目名、児童措置費におきましては、幼児教育・保育の無償化に係る市町村への補助金の実績などにより、4億8,973万円の減額をお願いしております。また、目名、児童福祉施設費におきましては、認定こども園施設整備補助金の実績により、1億9,627万8,000円の減額をお願いしております。次世代育成・青少年課合計では、8億7,408万6,000円の減額となり、補正後の予算額は、111億2,217万8,000円となっております。

県民文化課関係でございます。各事業の所要額の確定によりまして、県民文化課合計で、550万円の減額をお願いし、補正後の予算額は、2,000万円となっております。

スポーツ振興課関係でございます。各事業の所要額の確定によりまして、スポーツ振興課合計で、393万3,000円の減額をお願いし、補正後の予算額は、3,361万3,000円となっております。

7ページを御覧ください。次世代育成・青少年課所管の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計でございます。貸付金の申込額が当初見込みを下回ったことにより、6,000万円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、2億4,385万円となっております。今定例会に追加提出いたしております案件の説明は、以上でございます。

なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

玉田商工労働観光部副部長

それでは、商工労働観光部関係の提出案件につきまして、御説明申し上げます。委員会説明資料の1ページをお開きください。一般会計に係る補正予算でございます。補正額の3段目に記載のとおり、221万7,000円の減額をお願いしており、補正後の予算総額は、6億9,884万5,000円となります。なお、補正額の財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。特別会計におきましては、商工労働観光部関係の補正は、ございません。

続きまして、8ページをお開きください。当部の主要事項につきまして、御説明させていただきます。産業人材育成センターの計画調査費の摘要欄①のア、徳島版マイスター制度ステップアップ事業におきまして、事業実績見込みにより、200万円の減額をお願いしております。また、イ、ウーマンビジネススクール推進強化事業におきまして、事業実績見込みにより、21万7,000円の減額をお願いしております。

以上が、今定例会に追加提出をいたしております、商工労働観光部関係の案件でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

東條県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。資料の1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の補正額欄、下から3段目に記載しておりますとおり、県土整備部におきましては、295万8,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、県土整備部合計で、704万2,000円となっております。また、補正後の財源につきましては、右の財源内訳欄の括弧書きに記載のとおりでございます。

次に、9ページをお開きください。補正予算に係る県土整備部の主要事項説明でございます。建設管理課におきまして、計画調査費の摘要欄①のア、新3K・建設産業「働き方改革」推進事業の決定に伴う補正として、295万8,000円の減額となっております。

以上で、県土整備部関係の案件の説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

榊教育長

引き続きまして、教育委員会関係の案件につきまして、御説明申し上げます。説明資料の1ページをお開きください。教育委員会関係につきましては、総括表の下から2段目にご覧いただけますように、2,172万8,000円の減額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は、2億215万8,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、10ページをお開きください。部別主要事項説明でございます。まず、学校教育課でございますが、教育指導費の①、学校教育振興費におきまして、所要見込額が決定したことなどにより、136万円の減額補正をお願いいたしております。

次に、人権教育課でございますが、教育指導費の①、給与費及び②、生徒指導費におき

まして、各種事業の所要見込額が決定したことなどにより、総額で、683万5,000円の減額をお願いいたしております。

最後に、生涯学習課でございますが、社会教育総務費の①、家庭教育支援費及び②、青少年教育費におきまして、所要見込額が決定したことなどにより、総額で、1,353万3000円の減額補正をお願いいたしております。

教育委員会関係の提出予定案件の説明は、以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

立川委員長

以上で、報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

須見委員

6月の一般質問でもお聞きをいたしました、高齢者のフレイル予防の推進についてお伺いしたいと思います。12月11日の文教厚生委員会でも質疑がありましたが、とくし丸と連携しましてアンケートを取った結果、認知度が低かったこと、またコロナ禍におけるフレイル対策として、新たにモデル地域として小松島市、松茂町、美波町で実施するというような答弁をお聞きいたしました。

新型コロナウイルス感染症により、外出の自粛がまだまだ長期化すると考える今こそ、更なるフレイル対策を加速することが非常に重要ではないかと、6月の一般質問でも言いましたが、その一般質問、さらに12月の文教厚生委員会の後、取組がどのように推進しているのか御答弁いただきたいと思っております。

原内生涯健康室長

高齢者のフレイル予防の推進についての御質問でございますが、今年度新たなモデル地域における実施状況でございます。まず、一つ目の小松島市におきましては、令和2年12月2日に東京大学から講師をお招きいたしまして、住民が主役のフレイル予防と題しまして、住民を対象に講演会を行いまして約30名の方に御出席いただいております。また、1月14、15日と二日間にわたりまして座学と実技を交えたフレイルサポーターの養成研修を行いました。その結果、小松島市で新たにフレイルサポーターが13名、またフレイルトレーナーが5名養成されまして、県全体ではサポーターが91名、トレーナーが26名となったところでございます。

また、二つ目の松茂町におきましては、住民対象の講演会を12月10日にいたしまして、約30名の方に御出席をいただきました。また、フレイルサポーター養成研修を来週の3月10、11日に開催する予定としております。

さらに、三つ目の美波町では、住民対象の講演会を12月9日に行いまして、約70名の住民の方に御出席をいただきました。また、続いてフレイルサポーター養成研修を今週末の3月6、7日と、また再来週の3月の20、21日の2回にわたりまして、2地区に分けて実施する予定としております。この後、この養成されたフレイルサポーターが、自ら地域で主体となって地域住民へのフレイル予防を広げていくこととなっております。

また、認知度が低かったということでございますが、認知度向上のために、2月1日をフレイルの日と定めておりまして、これに併せた啓発を行っております。まず、県庁のふれあいセンターにおけるパネル展、これを2月1日から5日まで行いますとともに、同じく県民ホールにおきましてもパネル展を行いました。

また、ホールに設置の4Kテレビにおけるフレイル実践予防ガイドの動画放映、また、ケーブルテレビにおきましては、フレイル予防実践動画を1月25日から3月7日まで、現在も放映中でございます。

これに加えまして、フレイル予防の啓発のCMを作成いたしまして、4日前から四国放送テレビのほうで朝夕2回放送しているところでございまして、県ホームページ、YouTubeにも併せて掲載させていただいております。

こうした取組によりまして、コロナ禍の地域におけるフレイル予防を推進いたしまして、高齢者自らが積極的かつ主体的に介護予防に取り組んで、健康で長く生きていただくための対策を加速してまいりたいと考えております。

須見委員

しっかりとフレイル対策について加速をしているなというような印象を受けました。モデル地域となっている小松島市ではフレイルサポーター、フレイルトレーナーが養成されてきて、県ではサポーターが91名、トレーナーが26名となっております。また、松茂町、美波町におきましては、今後養成研修を行うということで、非常に施策の加速化を感じまして心強く思っているところであります。次年度に向けましても、取組を一層加速するためにもモデル地区をはじめ、しっかりと地域と連携をしていただきまして、また、更なる周知に向けた呼び掛けをお願いしたいと思いますし、取組に期待をしているところでございます。

続きまして、徳島県青少年センターについて何点かお伺いをいたしたいと思っております。まずは、利用者の観点からでありますけれど、徳島県ボクシング連盟の普及事業において、青少年センターをいつも利用させていただいております。昨年も2月に講師としまして、徳島県出身の元WBCスーパーフライ級チャンピオンの川島郭志さんをお招きいたしました。小学生から年配の方まで34名の人に参加をしてもらいまして、ゲームをしたり、ボクシング競技の体験をしたりして普及に努めているところでありまして、このような事業を通して多くの青少年、また、いろいろな年代の方にボクシングの魅力、楽しさを知ってもらっているところであります。

今年は、新型コロナウイルス感染症の影響で開催ができませんでした。しかしながら、来年は2月の同時期に開催したいと思ひまして予約の連絡をしたところ、返ってきた答えが受け付けていないというような返答でございました。いろいろと調べてみると、毎年受験シーズンには関西大学や岡山理科大学が徳島会場として利用されているみたいですが、ここも来年度の予約ができていないらしいです。確か、予約をする前に確認をしたのですが、徳島県青少年センター管理規則の中には、利用予約は1年前から、青少年に関しては11か月前から予約が可能だったとは思ひます。そうすると、今から予約をしたら来年の2月、3月の予約が受けられる体制になっていなければいけないのですが、予約を取ってくれないということで、もしかしたらこの時期には青少年センターが閉館してい

るのではないかと、というよううわさも耳にしているところでもあります。

そこで、確認をしたいのですが、閉館日が決まっているのなら教えていただきたいのと、また、決まっていないのなら来年の2月、3月には閉館していると考えてよろしいのでしょうか。総会でも、次年度の年間予定も発表しなければならないというところもありますので、できたら教えていただきたい。また、予約が現時点でできないのであれば、広く県民に予約ができないということを伝えるとともに、青少年センターの管理規則の変更を考えるべきではないかと考えますが、どのようにされるのか教えていただきたいと思います。

高島次世代育成・青少年課長

青少年センターの利用の許可申請でございますが、委員がおっしゃるとおり、管理規則におきまして大会議室につきましては1年前から、その他につきましては6か月前からの利用申請ができるようになっております。

現在、2022年度のアミコビルにおける新たな青少年センターの早期開館を目指しまして、具体的なスケジュールの確定に向け、アミコビルでも既存のテナントの移設でございますとか、新たなテナントの整備などと併せまして、徳島都市開発株式会社と鋭意調整を進めているところではございます。このため、現青少年センターの利用できる期間については、今のところ未確定でございます。委員おっしゃるとおり、今後利用者の方に御迷惑をおかけしないように、1年前からも利用申請ができる大会議室につきましては、申請できる期間を短縮して対応したいと今考えております。

今後とも、可能な限り効率的なスケジュール調整を行うとともに、改修工事の期間短縮など、できる限り利用者の皆様に御不便をかけないようにしてまいりたいと考えております。

須見委員

期間を変更するというところでございますが、それならばしっかりと規則を変更すべきと考えます。また、僕の周りだけでそれぐらいの不便を感じている利用者がいるということは、徳島県全体を考えればもっといるのではないかと思います。

そういう人たちについてもしっかりと周知をするべきと考えますが、この先周知方法など、どのように考えているのかお答えいただきたいと思います。

高島次世代育成・青少年課長

期間変更に伴う周知でございます。周知につきましては、ホームページをはじめまして、各種指定管理者の方とも協議をしておりますが、皆様にお知らせできるように努めてまいりたいと考えております。

須見委員

ホームページで確認できる方ならいいのですが、ホームページを見られていない方も多いいと思います。そういった方に関しての周知はどのような感じになるのでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

ホームページ以外の周知についてでございます。今パンフレットでございますとか、いろいろな形で利用の御案内をしているところでございますが、そのあたりについても訂正をして対応していきたいと考えております。

須見委員

しっかりと県民の皆様に御不便をかけないように、そういう周知が確実にできるように努めていただきたいと要望をしておきます。それは理解をいたしました。が、来年の2月に予約を取りたいとなった場合、いつから予約を受け付けてくれるのでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

1年前からということが規則で定まっておりますが、その他の施設が今のところ6か月前でございますので、併せて6か月前で対応したいと今調整をしております。

須見委員

開催できるということで良かったと考えております。6か月前ということで8月には予約が取れるということで大変安心をいたしました。そういった部分も含めて、受験のシーズンにも受験会場として使われるということもありますので、6か月前になりますと予約を受け付けてくれるというような感じで、指定管理者にもしっかりと周知をよろしく願いをいたしたいと思っております。

予約を受け付けてくれる指定管理者に連絡をいたしますと、予約は受けていないのだと、受けるなと言われていたのだ、みたいな話も聞きました。そういったことがないように、県としては予約を受けるなというのではなくて、6か月前に規則を変更しましたと、6か月前までしか受けていないのだということをしっかりと指定管理者にも伝えていただきまして、指定管理者も受付をする際には、変更で6か月前しか受け付けていないので、来年の2月分は受けられませんというように答えられるように、しっかりと県から通知をしていただきたいと思いますと思っております。

それと、青少年センターの設置及び管理に関する条例においては、青少年の余暇の有効な活用に必要な場と機会を提供し、及び青少年が行う団体活動を援助する等により、青少年の健全な育成を図り、あわせて県民の福祉の向上に資するため、徳島県青少年センターを設置するということが書かれております。ですので、次に移転する場合も、青少年センターの機能が停止してよい施設はないので、今一度スケジュールをよく考えていただきまして、シームレスに移行、再開ができますようお願いしたい。

また、青少年が類似施設を利用する場合においては、ここにも活動を援助するということが書かれていますので、しっかりと金銭的な支援をできるように要望をいたしております。

次に、指定管理者のことについてお伺いをいたしたいと思っております。青少年センターの指定管理の期間は5年だったと記憶していますが、現在何年目になるのでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

青少年センターの管理運営につきましては、指定管理者と基本協定を結んでおりまして、

その期間については、令和5年の3月末までとなっております。今現在3年目ということでございます。

須見委員

残り2年ということでありまして、この先新しい青少年センターの早期の開館を考えますと、契約期間の途中での解約になると思うのですが、そこに関して違約金等は発生することはあるのでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

先ほど申しました、この基本協定の中に協定を解除する場合につきましては、当該解除により指定管理者が被った損害につきましては、賠償する旨の条項がございます。

須見委員

また、途中で解除となって、新しい施設に移るわけでありますが、新しい施設に移った場合の管理に関しては、今の指定管理者が何らかの優遇措置を受けることがあるのでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

新たな青少年センターになった場合でございますが、現青少年センターとは全く中身が違うというか、施設自体が異なっておりますので、管理のいろいろな方法につきましても異なっております。したがって、また新たな指定管理をするにいたしましても、新たな指定管理者の募集をすることになるかと考えております。

須見委員

指定管理者も5年間というような期間を考えて物的にも人的にも投資をしてきていまして、折り返しの時点で予想していなかった閉館が訪れるわけでありまして。是非とも指定管理者のほうで泣き寝入りするのではなく、違約金もそうですが、雇用も責任をもって、誠意をもって、しっかりと対応していただきたいと思っております。これも要望をいたしております。

次に、徳島県立城ノ内高校の前にある徳島県教育会館のホールについて、お伺いをしたいと思います。以前、私から教育委員会のほうにホールの閉館を考えているという旨を一度お伝えをさせていただいたことがあると思っております。

その時は県の管理ではないので、「要らないから潰してくれて構わない」というような返答だったと思っております。ですが、つい最近未来創生文化部より、徳島県教育会館にホールは残したいというアプローチがあったと聞いております。県としてその経緯について教えていただけたらと思っております。

加藤県民文化課長

ただいま、委員から、徳島県教育会館についての御質問を頂きました。徳島県教育会館の今後の予定については、委員からのお話のような意向があったということをお聞きして

いた中で、鳴門市の文化会館もこの年度末で閉館になるといったこともあり、それにより県内の大きな規模のホール、特に公立ですが、一時期なくなってしまうというところがあります。今、県民文化課のほうでも新ホールの整備に向けて一生懸命に取り組み、検討をしているところなのですが、その間の文化活動について、いかにそういった活動の場を確保していくのかといった観点で、まず、本課の所管でございますあわぎんホールについては当然最大限活用していくのですが、それに加え、徳島県教育会館も徳島県教育会からは、なかなか継続が難しいというお話を聞いたものですから、いかがでしょうという形で県民文化課としても徳島県教育会に御意向をお伺いに行ったというところでございます。

まだ、どういった形になるかというところの結論と申しますか、決定しているところではございませんが、今後もどういった形で文化活動の場を確保していけるのかといったところも、徳島県教育会さん、徳島県教育会館とも十分相談をしていきたいと考えているところでございます。

須見委員

空調設備の更新であるとか、電気設備の変更であるとか、かなり億単位を超えて様々なお金が掛かる上に、何年維持していくのかということも示されていないわけでありまして、そういうことに対してもきっちりと決めて、スピード感をもって対応していかないと、相手さんも潰すつもりで考えていたので、いろいろと段取りがございまして。

それに対して、県としてしっかりとスピード感をもって決めていただきたいと思っているわけではあります。大体いつ頃までにその方向性が決まるのでしょうか。

結構な金額が掛かると考えましても、当初予算にも更新に関しての金額が載っていませんし、どういうふうに扱っていくのかなど、相手側も維持していくのにお金が掛かることなので、口約束だけでも困るみたいなのところも多分あるかと思うのです。

そういったところに対して、しっかりと具体的にこうしていくのだというのを提示していくのは、残してほしいと言っている県のほうだと、僕自身は考えているところでありまして、いつをめどにそういった方向性が決まるのか、教えていただきたいと思っております。

加藤県民文化課長

ただいま、委員から、スピード感をもって決定しないといけないというお話でございまして。何分、徳島県教育会館の管理をされている徳島県教育会さんは民間の団体でございまして、県側の意向というところの、まずお伝えと、あと、確かにいろいろ直すべき点があるということも十分お聞きをしております。

それをどこまで直して管理していくのか、それにより長い期間を閉めてしまうということになると、活動の場を維持していただくといったことと目的が相反してしまうということもございまして、まず、どの程度直していくのか、そこが緊急的に必要なのかどうかということをもう少し十分に状況をお聞きした中で、その上で今おっしゃったように、もし費用が必要な場合には議会に対する説明も当然必要となってまいりますので、そういったことも考えて早急に結論を出したいと思っております。

須見委員

おっしゃるように、しっかりと調査をしていただきまして、どの程度お金が掛かるのだと、また、どの程度の期間それを残していくのだということをよく調査をしていただきまして、それに何年か残すのに何億円かかるというようなことを考えていただきまして、早い段階でしっかりと方向性を相手さん方に伝えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

増富委員

青少年センターについては、今、須見委員から、いろいろ質問をされて利用期限、それから規約等については、今後ということで理解したのですが、一体いつ頃になったら利用期限など大まかなことというのが分かるのか、まず教えていただきたいと思います。

高島次世代育成・青少年課長

先ほど、須見委員の御質問にもお答えいたしましたように、2022年度の早期の開館を目指しまして、新たな施設の整備に向けまして具体的なスケジュールの確定、徳島都市開発株式会社と鋭意調整をいたしております。できる限り早く、分かり次第お伝えをしたいと今のところ考えております。

増富委員

できるだけ早く、いろいろな形で周知するということが一番大事なことで、早急をお願いしたいと思います。

また、先ほど、須見委員はボクシングの話をされたのですが、実は、余り県民の皆さんは分からないかもしれませんが、あの中にインディゴソックスの事務所が実はあるのです。多分、安い料金で入らせてあげていると思うのですが、今後インディゴソックスについては、どういう状況になるのですか。

高島次世代育成・青少年課長

今、インディゴソックスの事務所を青少年センターの中で構えていただいております。インディゴソックスの方ともお話をしているのですが、青少年センターのアミコビルへの移転に向けまして、一緒にアミコビルへ移転する必要があるらということで、今徳島都市開発株式会社を御紹介いたしまして、インディゴソックスと徳島都市開発株式会社で協議をしているように聞いております。

増富委員

一般質問でも少し言わせていただいたのですが、ヴォルティスがJ1に復帰したということと同時にインディゴソックスも優勝したということで、県民にとってはこのコロナ禍において非常に心の隙を埋めてくれた大きな一つの要因だったかなと思います。多分、青少年センターでいた場合には年間十万円とか、十二、三万円ぐらいの感じになるのだと思うのですが、県として、高島課長がここで答弁できるかどうかは分からないのですが、県としてもっともっと事務所自体を県の施設に入れてあげるとか、そういうことはできないのでしょうか。誰が答弁するか分からないのですが、お願いします。

高島次世代育成・青少年課長

新たな施設につきましては、青少年センターにつきましても徳島都市開発株式会社から賃借するような形になります。県が借りてインディゴソックスにお貸しするということはできませんので、今直接、徳島都市開発株式会社とインディゴソックスで協議を頂くように、私のほうからお願いをいたしております。

増富委員

徳島都市開発株式会社うんぬんというよりも、できたら県として、利益面などいろいろと制約とかがあって難しいのかも分からないのですけれど、県としてもインディゴソックスの事務所ということで何らかの対応をしてほしいなど、これは要望というか、調査というか、いろいろやっていただきたいなと思います。

次に、マリッサとくしまについてお伺いしたいと思うのですが、まず一昨年ですか、総務委員会でこのマリッサとくしまについて質問をさせいただいたのですが、2016年に開設をしたということで、五年近くがそろそろ経過するということではありますが、数字的に見てもかなりの成果がずっと上がってきていたこのマリッサとくしまなのですが、コロナの影響を非常に受けた年度ではないかと思うのですが、現在の実績について、教えていただきたいと思います。

高島次世代育成・青少年課長

マリッサとくしまでございますが、未婚化、晩婚化が進行いたしまして、少子化の深刻さが増す中、県におきましては市町村や関係機関と連携をいたしまして、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を総合的に実施をしているところでございます。

とりわけ結婚支援につきましては、少子化対策の重要な柱になるとの認識の下、希望する全ての人に出会いの機会を提供するため平成28年の7月でございます、結婚支援の拠点としてとくしまマリッジサポートセンター、略称マリッサとくしまでございますが、開設をいたしました。

マリッサとくしまでは、ビッグデータを活用いたしました1対1のお見合いでございますとか、スポーツ観戦や趣味コンといった体験型のイベントなど、趣向を凝らした出会いの機会を提供するとともに、結婚を後押しいたします阿波の縁むすびサポーターの御協力も得まして、きめ細やかな支援を行っているところでございます。

御質問を頂きました実績でございますが、これまでの累計実績で令和元年度末時点ではカップルの成立数が1,137組、成婚数が30組ございました。今年度につきましては2月末時点での数字でございますが、カップル成立数が累計1,335組、成婚数が72組となっております、着実に成果が上がっているようなところでございます。

増富委員

カップル成立が200組以上増えているのですよね、それと成婚数が30組から72組ということで倍以上に増えているのですが、このコロナ禍において非常に良い実績が出ているのですが、その要因というのはどこにあるのですか。

高島次世代育成・青少年課長

要因でございますが、今般のコロナ禍におきましては、大人数での飲食を共にしながらの親交を深める従来型の婚活イベントは開催が困難となる中、イベントに対するニーズの変化や婚活に関する相談件数の増加など、会員の皆様の結婚への意識や行動に少し変化が生じているようなところがあるのかと考えております。このため、感染症対策に配慮いたしました少人数によりますイベントの開催でございますとか、オンラインイベントの開催、また会員の皆様からの要望が多かった個別相談会などの充実をいたしまして、創意工夫を凝らして、新しい生活様式に対応した出会いの機会を今年度は創出していたようなところでございます。

増富委員

今、御答弁にあったようにお酒が入る婚活とか、それから大人数でのイベント等についてはなかなか難しいということなのですが、オンラインでの婚活というのはなかなかピンとこないのですが、どういうことをするのですか。

高島次世代育成・青少年課長

今年度のオンラインのイベントにつきましては、Z o o m等を活用いたしましたイベントを実施いたしております。

増富委員

少し分からなかったのですけれど、オンラインについてはまた詳しく聞かせていただきたいと思えます。

それともう1点は、新たに青少年センターがアミコビルに移転するというところで、交通の便についても、非常に私はこのことは、次につながるステップのチャンスと思うのですが、ここらあたりについてどうお考えでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

令和3年度におきましては、新たなオンラインでの部分でございますが、会員情報のリモートでの閲覧、例えば自宅からスマホで相手の方の情報を見ることができるとか、オンラインでのお見合いをいたしますとか、デジタル社会における新たな婚活スタイルに対応した取組を新年度に対応したいと考えております。

また、委員がお話しいただいておりますように、県民の活動と交流拠点となります新たな青少年センターの整備に伴いまして、マリッサとくしまもアミコビルへ移転することとなっておりますが、これを千載一遇の好機と捉えまして、若者による新たなにぎわいの創出をマリッサとくしまの魅力と活力の創造につなげるとともに、希望あふれる未来創設の新たな結婚支援の拠点として、リスタートをしたいと考えております。

増富委員

最後に私見ではありますが、登録するのに2年間は1万円要ることなののですが、

少し高いような気がするのですよね。いろいろと要因があると思うのですが、例えば大成功に至って、今年度も72組が成婚されたということで、非常に徳島県にとって、結婚することによって大きなプラスになると思います。

これについて例えばサイトを見ますと、三好市とか上板町ですかね、半額補助をするというようなところも載っているのですが、この登録で1万円というのがどうなのですかね、高いのか安いのか、僕は高いと思うのですがいかがでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

マリッサとくしまの登録料でございますが、現在会員の登録料として2年間で1万円を頂いているような状況でございます。民間の状況ですが、正確ではないかもしれませんが、少し調べてみましたら初期費用といたしまして入会金と登録料ということで5万円とか10万円、また月の会費といたしまして数万円、お見合い1回当たりまた幾らか掛かったり、成婚いたしましたら成功報酬ではないのですが幾らかということで、かなり費用が掛かっておるような状況でございます。

他県の状況を見ましたら、他県でも同じような事業を行っておりまして、高い所でしたら1万6,000円というような県もございます。ただ事業の性格上、民業を圧迫してはならないということですから、現状は会員登録料としての2年間で1万円を頂いているような状況でございます。

増富委員

現状としては妥当ということで理解したわけですが、今、杉本副委員長がちらっと言ったのですが、杉本副委員長も今独身ということなのですか、年齢制限はあるのですか。

高島次世代育成・青少年課長

年齢制限はございません。

達田委員

先の事前委員会でお尋ねをしました保育士試験の問題のことなのですが、私は講習会をやっているものと思ってお尋ねしましたので、少しとんちんかんなやり取りになってしまって申し訳なかったのですが、今回保育士試験のために講習をきちんとやられるということで予算付けもされております。

それで、令和元年度の受験者379名のうち合格されたのが79名ということで、合格率20パーセント程度ということで非常に低いなという思いがしたのですが、この受験をされている方ですね、大学とか専門学校を卒業されたのだけれども保育士と関係がない学科であったということで試験を受けられた方、それから2年以上とか実務をされて受けられた方など、その内訳は分かるでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

この保育士試験でございますが、委員がおっしゃっておりますとおり、例えば高校でございますとか、普通科とか商業科とか保育に関係のない高校を卒業されてから児童福祉施

設等におきまして2年間以上、実際は2,880時間以上勤務いただきますと保育士試験の受験資格が得られることになっております。

この受験資格というのは一度資格を取っていただくと、その後の勤務時間、勤務の状況というのは関係なく、ずっと受けることができるような制度でございます。ですので、その内訳というものは今、数字は把握をいたしておりません。

達田委員

内訳についてはまだよく分かっていないということなのですが、試験を受けて保育士資格を得られました場合に、それまで非正規で働いていたという方が正規になって採用されるということがなされているのでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

保育士試験を受けられて合格されましたら、保育士として働いていただくことはできます。ただ、その方がそれぞれの施設でございますとか、公立、私立でございますので、そのあたりは正規なのか、非正規なのかというのは数字としてはございません。

達田委員

今、資格を持っている、いないに関わらず非正規という方も多いと思うのです。というのは短い時間で働いたほうが責任がそんなに重くないということで、正規になってしまいますと非常に責任が重いからということで、パートを希望される方も多いと思うのですよね。ですけれどもそうなりますと、今、保育の現場というのは非常に大変な労働をされているのですけれども、非常に低い賃金で正規も非正規も大変な仕事を担うということになってしまいますので、保育現場の労働条件というのは向上させていかなければいけないと思うのですけれども、保育現場における賃金については、他の業種に非常に比べて少ないのですけれども、徳島県内の場合はどういうふうな状況になっているのでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

保育士の処遇改善、賃金の件でございますが、国におきまして民間保育所等の運営費の中で人事院勧告に伴います給与改定に準じまして、公定価格の見直しを実施いたしております。平成24年度と比較いたしますと約14パーセント、額にいたしまして月額で約四万五千円程度増額をされておるような状況でございます。

達田委員

全職種の平均と比べてどの程度、何パーセントぐらいと認識されているのでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

申し訳ございません。県内での全職種と比べての保育士の金額の数字というのは持ち合わせてございません。

達田委員

賃金構造基本統計調査の数字を見てみますと、保育士の平均賃金が月22万3,300円というところで、全職種平均の33万3,700円より10万円以上低くなっているということなのですね。更にこれ、月22万円と言いましても、パートの方とかはもっともっと低い方がたくさんいらっしゃるわけなのですよ。

保育の現場というのは女性差別、そして女性の地位の低さというのを賃金の上でも本当に表している職場だと思うのですよね。子育て、子供を育てていくという仕事が、今本当に大事な仕事であるにもかかわらず、女性の職場ということで賃金が非常に低く抑えられ、また長時間労働とかも強いられてしまうわけなのですよ。ですから、ここで正規の職員になった、あるいはパートで働く場合も賃金を上げていくということが、職場でせつかく資格を持って意欲的に働く方が続いて働いていけるという、そういうことになっていくと思うのですけれども、県として保育現場の労働条件、まず賃金ですね、賃金を上げようというようなことについて、どのように取組をされているのでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

保育現場でございますが、女性と申しますか、現在は男性の方もかなり保育士の方になっておるような状況でございます。また、平成29年度より保育士としての技術や経験を積んだ職員に対しましてキャリアアップシステムを導入いたしまして、処遇改善の仕組みが構築されたところでございます。研修を受けていただきますと、先ほど申しました人事院勧告等による公定価格の見直しとともに、更に最大四万円程度の改善が行われているようなところでございます。

県におきましては、このためキャリアアップ研修の受講が要件となっておりますことから、適切な研修の実施をしているような状況でございます。

達田委員

是非とも保育現場の労働条件が良くなるような方向で頑張っていたいただきたいと思います。それで、厚生労働省が昨年の12月に新子育て安心プランというのを発表しまして、この中で短時間勤務の保育士の活躍促進というのが入っているのですよね。保育士全員がパート化するのではないかという心配も今全国で広がっているのですけれども、全国の保育現場での方々が心配されて短時間労働ばかりにしないでほしいという正規化を求める署名なども運動としてされております。

それでこの新子育て安心プランの中にこういう条項があるということは、県もこれに倣って短時間勤務の保育士の活躍といった名前の下にパート化をしていってしまっ、更に労働条件が悪くなる下地を作ってしまうのではないかという心配があるわけなのですけれども、県は新子育て安心プランについてどのように決めていこうとされているのでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

県といたしましては短時間労働を進めるのではなくて、委員が先ほどおっしゃっていただきましたように、それぞれの方の働き方と申しますか、それぞれの方に合ったような働き方をさせていただいて、保育現場を回していただきたいと思いますと考えております。

達田委員

勤務条件が悪くならないように、正規で働く方たちも重労働といえますか、長時間労働とかがないようにしていただきたいのと、それと今、保育の現場では年齢別によって児童何人に対し、保育士何人ということになってはいますが、市町村が保育士の配置というのを基準より多く配置をするということをやられております。元々の基準が非常に昔、恐らく60年ぐらい前から変わっていないと思うのですよね。ですから本当に、赤ちゃん6人を1人が見るといような基準が元々変わっていないのですよね。

現場では市町村が頑張っていて保育士を加配しているのでも何とかやられているけれども、民間の保育園になりますと時間帯によってはなかなか大変、お迎えの時間などは本当に保育士が足りないということもありますので、国に対してまずその基準を大幅に厳しくし、子供の人数によって保育士をきちんと配置していく、そして保育士を1人配置ということではなくて複数配置できるという、そういう基準もきちんと求めていただきたいと思っております。

賃金とともにいろいろな条件ですね、国に対して意見を言うとともに、県としてもきちんと支援策を講じていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

それからもう1点なのですけれども、徳島こども未来応援プラン、里親支援制度の推進とか市町村の相談体制強化、児童養護施設の人材育成、施設整備等を支援するという予算が1億2,450万円ほど付いているのですけれども、里親支援体制については、この内幾ら予算付けされているのでしょうか。

大井こども未来応援室長

先ほど、達田委員より、こども未来応援プランの推進事業につきまして御質問を頂いたところでございます。令和3年度当初予算においてお願いをいたしておりますこども未来応援プランの推進事業、これにつきましては令和2年3月に策定をいたしました県の社会的養育推進計画こども未来応援プランを着実に実施し、子供の最善の利益を実現するために里親支援制度の推進をはじめ、市町村の相談体制の強化や児童養護施設の人材育成、施設整備等を支援するものでございます。

先ほど御質問がございました里親支援制度の推進関係におきましては、この1億2,400万円の内1,342万円余りを里親のほうに充当しております。内容といたしましては、里親のリクルートからマッチング、委託中の里親への支援、それから解除した後のケアに至るまで包括的な支援を行いますフォスタリングの体制、これを更に整備いたしまして、里親制度の啓発と里親の支援を強化するものでございます。

達田委員

この新たな徳島こども未来応援プランの中で、全ての子供たちが健やかに成長できる徳島県を目指すということで、特に市町村の強化とか里親等を推進、そして家庭の養育優先の原則というのを実現しますよということで掲げられているのですよね。

私の地元でも何軒か里親制度で子供を養育しているという御家庭もございます。子供自

身も家庭ということを望んでおられるし、里親さんたちは、実の親御さん以上の愛情を注いで一生懸命に子育てをしているという姿が見て取れますので、より家庭的な養育を推進するということが非常に望ましいのではないかと思いますので、今現在里親に預けられている子供は、何か所で何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

大井こども未来応援室長

先ほど達田委員より、里親の徳島県内での状況ということで御質問を頂きました。里親制度につきましてはお話がございましたとおり、事情により家庭での養育が困難になった子供に温かい愛情と正しい理解を持った家庭を提供し、子供が成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことによりまして、子供の健全な育成を図る有意義な制度でございます。

本県の里親の状況につきましては、昨年度末の時点で申し上げますと66世帯が里親に登録を頂いておりまして、このうち里親のほうに委託されている世帯数が26世帯、ファミリーホームが2世帯、合計33人の児童が家庭的な環境の下で生活を送っておるような状況でございます。

達田委員

そうしますと、このプランの中で代替養育を必要とする子供数の見込みという表があります。社会的養育の需要量について令和11年度まで見込みがあるのですけれども、これによりまして里親をもっともっと増やしていかなければいけないのではないかなと思うのですけれども、それはどのようになっていくのでしょうか。

大井こども未来応援室長

先ほど、しっかりと登録里親を増やしていくためにどのように取組をしていくのかということで御質問を頂戴いたしました。

こうした制度を周知するために、今年度につきましては取組といたしまして、8月には大型の商業施設イオンモールさんにおきましてキャンペーンを行い、パネル展の開催やセルフレジの画面のほうに啓発広告を掲載いたしております。

また、10月の里親月間には本来でありましたら本県におきまして、全国里親大会が実は今年度開催される予定だったのですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となってしまいましたが、本県独自のフォーラムということで感染対策を徹底の上、県民対象にこれを開催いたしまして約100人の方に参加をいただいております。

さらに、この里親月間に併せまして県の広報誌をはじめ、ほぼ全ての市町村の広報誌に同時に啓発記事を掲載するなど、市町村とともに連携をしているところでございます。また今月には、里親に関心のある方が気軽に参加いただけるような説明会の開催を新たにスタートすることとしております。

達田委員

子供さんをお預かりして育てていくという上で、少し今の施設では心配、トイレとか手洗いとかも直さなければいけないという所もあるようですけれども、何かそういう所に補

助金とか支援はあるのでしょうか。

大井こども未来応援室長

里親委託をお願いしている所に対する支援の関係の御質問でございます。里親に子供を委託した際には、措置費ということでお支払をさせていただいているのですが、里親手当といたしまして現在でしたら月9万円程度、これに加えて一般の生活費や教育に必要なお金等々、必要な経費について里親にお支払をさせていただいておるような状況でございます。

達田委員

子育ては、本当に責任ある仕事ではありますけれども、意欲ある方がどんどん出ていただいて、うちで育ててもらいたいという人を作っていたらと思っております。

それで今、養護施設とかで暮らしている子供もいるのですが、施設養護ではもう小規模化とか地域分散化をしようというような目標も立てているということなのですが、施設で分散化したり、小規模化したりしている所は実際にあるのでしょうか。

大井こども未来応援室長

施設の小規模化のお話を頂戴いたしました。先ほど御答弁させていただきました、こども未来応援プランの推進事業にもその費用を盛り込ませていただいております。児童養護施設の人材育成と施設整備の推進について、施設でも先ほどお話があったとおり、できる限り家庭的な環境で養育を実現するというので、施設の小規模化、それから地域の分散化に向けました施設整備を支援することといたしております。

この中で来年度につきましては、二つの施設で分散化を進めていただく予定ということで予算を今回お願いしているところでございます。

達田委員

それぞれ大変なお仕事をしていただいているところですので、支援策、それから子供を第一に考えていく、そういう制度の充実を図っていただけたらと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

庄野委員

先ほど御説明いただきました中で、説明資料4ページの老人福祉運営対策費の中で介護施設職員の慰労金の関係で減額にしますとお聞きしたのですが、少しこの中身について、どのくらいの予算立てをしていて、どのくらいに配ったのだけれども、どのくらい余ったのだということを詳しく教えていただきたい。

その趣旨は、慰労金が余ったというのか、減額をするのであれば再度の支給とか、それからそのようなことも考えられたのかどうか、これは、介護の現場は大変だろうと思われまますので、減額すべきものなのかどうかということですよ。

保育の現場も今話がありましたけれども、そして病院の現場も大変な状況なのですが、この慰労金の趣旨からして、例えば支給する人数が予定していた人数よりも少なかったと

いのであれば、長引く新型コロナウイルス感染症の状況を受けてもう少しプラスアルファをして、職員さんに支給をできないものなのかどうか、そこらも含めて少し詳しく教えていただけたらと思います。

重田長寿いきがい課長

ただいま、庄野委員から、慰労金の関係についての御質問を頂きました。やはり介護サービスという部分については、高齢者やその御家族の生活を支えていて、高齢者の健康を維持する上で不可欠なものでございます。今回の新型コロナウイルス感染症の関係で、重症化リスクが高い高齢者に対して接触するサービスの特徴を踏まえまして、最大限感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制というのを支援するというところでございます。

あるいは、感染防止対策を講じながら、介護サービスの継続に努めていただいた職員に対して、慰労金を支給するという部分でございまして。こちらにつきまして、国のほうの感染症の包括交付金を充てる部分でございまして、制度としては、本県でいきますと、1例目の陽性者が出た2月25日以降から、6月30日までの間に各施設のほうで勤務をされている方で、利用者に接する業務を行った方につきまして、一人につき5万円というのが全国で決まっている部分でございまして。

今回予算でお願いしていた部分が、介護の部分ですと約20億円をお願いしておりまして、その部分については、国の推計等を基に、各サービス事業でこれぐらい介護従事者がいるという形で金額を計上していたのですが、その中には事業ごとに兼務をされている方もいらっしゃいますし、また例えば、訪問介護、通所介護とかのサービスごとに兼務をされている方もいらっしゃいます。また、この事業では介護の部分以外にも、障がいの部分とか、医療の部分とかもございまして。特に、介護と障がいの部分ですと、そちらも兼務をされている方もいらっしゃいますので、一人どちらかで1回しか受けることができないということでございますので、そうした部分で精算をした結果、今回この減額をお願いするという部分でございまして。

なお、支給の今の状況でございますけれども、慰労金で把握している部分でいきますと、約9割の方、87パーセントの割合のところは申請はされていて、支給はされている状況でございます。

庄野委員

そうしましたら、兼務とかで想定よりも減ってきたというのは分かるのですが、6月30日までの分だけでも、それ以降もかなりの負担があると思うのですが、この5億420万円というお金を再度支給するということは、制度上できないのですか。

重田長寿いきがい課長

そちらのほうは、国の全国一律の制度になっておりまして、今のところ6月30日までという形になっており、これはやはり感染症が発生した当初の段階で対応に当たった方向けという整理を国はされているようでございまして、それ以降の部分については、制度上認められていないということでございます。

庄野委員

新型コロナウイルス感染症の対策に係る交付金ですけれども、この分は今年度中で使えなかったら、返納ということになるのですか。

重田長寿いきがい課長

基本的には今年度の事業でございます。ただ、支払等の手続もございますので、一部繰越し等もお願いをしているところではございます。

庄野委員

一部繰越しというのは、例えば、新型コロナウイルス感染症の交付金というのは、新型コロナウイルスの感染が続いていますので、来年度も一部ではなくて、その分は使えるというふうになれば、また手厚く、いろいろな形で、新型コロナウイルス感染症の対策に使ったらいと思うのですけれども、このお金はほとんどは繰越しで、来年度以降も使おうと思えば使えるお金ですか。

ほかの所も多分いろいろとあると思うのですけれども、国が吸い上げるということはないのでしょうか、普通から考えたら、県内に新型コロナウイルス感染症対策で、正式名称は何でしたか、コロナ何とか交付金ですね、そのお金というのは、来年度もどの県も同じだと思うのですけれども、来年度も使えてしかるべきと思うのですけれども、先ほどは一部は繰越しということをおっしゃったのですけれども、これはどういう扱いになるのですか。

重田長寿いきがい課長

この中で、慰労金の部分と、各事業所がするサービス提供を継続するための費用という部分がございます。その部分につきましては、一部繰越しをお願いしている部分もございますし、また来年度以降も交付金ではないのですけれども、国と県のほうでしております、介護の基金がございますので、そちらのほうで対応する予定にしております。

庄野委員

基本的なことを聞いて申し訳ないのですけれども、交付金は今年度で使えなかった分は、全額基金にできないのですか。これはやはり、また新たに使えなかった部分は国に返納するというところで、国はまた新たな交付金を来年度は考えてくれるということなのでしょうか。

重田長寿いきがい課長

こちらの交付金につきましては、今年度の事業という形でございますので、返納ではなく、一旦清算をして、必要な分が国から交付されるという形になりまして、来年度以降は、先ほどの基金のほうがございますので、これは国から補助金という形になるのですけれども、そこで交付をされるという形でございます。

庄野委員

ワクチンもできてきているのですけれども、いろいろなところで長引いた対策も必要になっているので、かなり働いている方々も疲弊していると思います。そのあたりについて十分に声を聞いていただいて、対策を取っていただきたいなと思います。

それからですね、もうあと1点、資料の10ページで、先ほど人権教育課のほうで、いろいろなSNS活用「生徒の心の相談」実証事業というのが202万4,000円減額になっているのですけれども、これはどういった予算立てをしていて、こんな事情で202万円余ったということを少し詳しく教えていただきたいと思います。SNS活用は大事な事業だと思うのですけれども。

高畑いじめ問題等対策室長

ただいま、SNS相談の事業について御質問がございました。このSNS活用の相談事業につきましては、地方創生臨時交付金を活用し、当初の予定では、限られた期間の実施ということにしていたのですが、新型コロナウイルス感染症の影響がありまして、5月5日から3月24日までということで、324日間の相談期間というふうに、通年の状態で大幅に伸ばして相談期間を設けることにしました。その4月補正時の所要見込みが減となったことで、この金額が出ているというところになります。

庄野委員

元々幾らの実証事業だったのでしょうか。

高畑いじめ問題等対策室長

大変申し訳ございません。元々ということであったのですが、今手持ちがございませんので、また確認して御説明に上がりたいと思います。

庄野委員

心の相談という事業は多分SNSとか、書き込みとかいろいろものがあって、重要な事業なのだろうなと思いますので、新型コロナウイルス感染症の関係で当初予定から、どのくらい実施できたのかどうかというのが知りたかったのですけれども、また後でいいです。

高畑いじめ問題等対策室長

この「生徒の心の相談」実証事業について、当初予算は800万円と、4月補正予算として1,700万円、合わせて2,500万円の経費を計上しておりましたが、所要見込額が決定したことにより202万4,000円の減額ということになっております。委託契約費が想定した額より安価となったための減額となっております。

庄野委員

分かりました。

立川委員長

午食のため、委員会を休憩いたします。(12時03分)

立川委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時11分)

それでは質疑をどうぞ。

東条委員

先ほど、達田委員がおっしゃった関連というか同じようなことなのではけれども、前回は高齢者の問題を少ししたのですが、今回はやはり少子化についてです。今一番、大変なのは待機児童の問題かと思います。

一般質問でも、待機児童解消についてということで質問がありましたけれども、少し振り返ってみたのですけれども、2016年2月に「保育園落ちた日本死ね」というブログが書かれて、あれから5年たっているのです。しかしまだやはり待機児童の問題というのは、ずっと続いていてなかなかゼロにはなっていないという現状で、県は保育士の方が不足しているということで今回、国家資格を取得するサポートということで、県としてはあと何人ぐらい保育士の方がいらっしゃったら、待機児童を解消できるのかというのを知りたいのと、それと今回、国家資格をサポートする対象者はどのぐらいの方を対象とされて、国家資格合格率が20パーセント程度で難しい資格取得なのではけれども、今回このサポートで何人ぐらいを想定されているのか、そして具体的にどのような方法でどういうふうに取り組まれるのかということを少し教えていただきたいです。

高島次世代育成・青少年課長

待機児童の解消に向けまして、受皿整備、施設の整備と保育士の確保ということで、車の両輪で今、実施しております。新年度に予算をお願いしております保育士試験対策講座の実施事業でございますが、具体的には、指定保育士の養成施設が県内には7施設ございます。ここを卒業された方につきましては、そのまま保育士登録をいただきますと保育士として働いていただくことができるのですが、ただここでやはり保育士以外の職に2割程度の方が就いているような現状でございます。

そこで、少々考え方を考えまして、午前中もお話させていただいたように普通科であるとか商業科であるとか、その保育士の関係以外の高校も、例えば卒業された方につきましては児童福祉施設等で2年以上、2,880時間以上働いていただいたら、保育士試験の受験の資格を得ることができます。

委員がおっしゃっていただいたように、令和元年度でしたら379の方が受験されておりまして79名、割合で申しますと20.8パーセントの方が合格をいたしております。例年、300名から400名の方がこの試験を受けているような状況でございます。待機児童解消に向けまして、保育士が何人必要かというのは、児童の年齢によりまして保育士の配置基準が異なってまいりますので、たちまち何人というものは持ち合わせてございません。

新年度に実施いたします保育士試験の対策講座でございますが、保育士試験をもう少し詳しく申しますと、筆記試験が9科目ございます。この9科目を3年間のうちに合格して、そののちに実技試験も、3分野の内の2分野に合格する必要があります。今、2割程度

の合格率でございますが、これを例えば5パーセントでも合格率が上がりますと400名の方が受験されても、20名の方がたちまち保育士としての資格を得るようになります。

先ほど申しました県内の7施設の卒業者が、令和2年3月でしたら260名の方が卒業をしているような状況でございます。ですので、この保育士になりたいということで試験を受けている方について少しでも合格率を上げまして、なりたいという方でしたら保育士に定着もするのかなと考えておりますので、この方向で5パーセントでも10パーセントでも合格率を上げたいということで考えております。

東条委員

先ほども少し言われたのですけれども2,880時間ですか、実技をされた方は、国家資格を受けることができるというか、そのことは余り知られていないと思います。普通科の方でも、そういう勉強というか、そこで働けば受けることができる。このことをもう少し周知をするほうがいいのではないかとというのが一つ。

それとやはり、本当に今の話を聞いたら大変だという、そこまでして資格を取っても何で辞めるのだろうというのをいろいろ考えてみたのですが、私たちの時代は保育士になりたいというのがすごくあったのですけれども、やはり保育士になってもすぐ辞めてしまうとか、結婚したらとか、子供が生まれたらとか、何かの区切りに辞めてしまう。そして、私の友達もそうなのですけれど、定年まで続いていないのです。そのところ聞くとやはり先ほど達田委員がおっしゃったように、職場の処遇というのがいかに必要なのかというのをすごく感じるのです。やはり働きに見合った処遇というのが、介護の施設もそうですけれど、抜けているのではないかと。ここで抜本的に見直していく必要があるのではないかと思うのです。先ほど、達田委員もおっしゃったのですけれども、子供の数で決まっているのだろうと思うのですけれども、職場がやはり重労働になると思うので、保育士の配置をもう少し増やすなど考えていくとか、処遇を県独自で、例えば、シニアの方の保育士サポートを配置したりとか、県独自の処遇改善手当みたいなのを考えてみるとか、何らかの処置が今、本当に必要なだろうと思うのです。そういう県独自の改善というのは考えられているのでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

何点が御質問いただきまして、まず保育士試験の対策講座でございます。保育士試験を受けるには保育支援員とか、例えば当課でございましたら、放課後児童クラブの支援員でも2年以上、先ほど申しましたが2,880時間以上、勤務された方についても受験の資格が得られるようになりますので保育所で働かれています方、またその他で働かれています方についても積極的にそういう制度があるということを新年度、新たに事業を設けますので、積極的に広報を通して周知をしてまいりたいと思います。

それと処遇改善でございます。午前中の達田委員の御質問でもお答えをさせていただきましたが、処遇改善における、まず給与の件に関しましては、御答弁させていただきましたように、平成24年度と比べましたら月額で4万5,000円程度増額をされておりますし、更にキャリアアップシステムの導入をいたしまして、研修を受けていただいた方につきましては、最大で四万円程度の改善もされております。

そのキャリアアップのためには、研修の受講が要件となっておりますので、県としては、これを適切に実施いたしております。また、保育士の方の処遇が着実に反映されるように、市町村や施設に対しましては、具体的な取扱いでございますとか、計算方法等の参考となる様式を作成いたしまして、周知を行うとともに年1回以上指導監査に入っておりますが、その機会を捉えまして確認をしているような状況でございます。

それともう1点、保育士の配置に関してでございます。保育士の配置につきましては、例えば、0歳児でございましたら3人に1人の保育士、また1, 2歳児につきましたら6人に1人、3歳児につきましたら20人に1人、4, 5歳児につきましたら30人に1人ということが、国の運営基準に定められております。子ども・子育て支援新制度におきまして、1歳児及び4・5歳児の配置基準の見直しが行われまして、質の向上を行うこととされておりましたが、現在はこの部分が先送りになっております。この点につきましては、国に対しましてこれまで提言をいたしてまいりましたし、今後とも着実に実施がされるように提言をしてまいりたいと考えております。

それと、3歳児クラスにつきましては、基準では園児20人に対して1人ということになっておりますが、園児15人に対しまして1人で保育を行う場合につきましては、国からの運営費におきまして3歳児配置の改善加算というものがございまして、これを活用することが可能となっておりますので、そのあたりにつきましても積極的な活用について呼び掛けをしているところでございます。

それとあともう1点。アクティブシニアの活用の件でございます。保育士の負担軽減を行うために、令和元年7月に現場の保育助手制度としてアクティブシニアを活用した制度であり、保育士が本業の保育業務に専念できるように、市町村と連携をして取り組んでいるような状況でございます。令和2年度の予定でしたら7施設ぐらい御活用いただく予定となっております。

東条委員

保育士を増やす手立てを今いろいろ考えられていて、それで若い方に国家資格を取っていただき、保育士になっていただくっていうこと。それと、既に保育士の資格を持っておられるけれども、家に入ってしまったって、それで、すぐに戦力にと言ったら少しきついなというのもあるので、そういう方々への呼び掛けも含めて、再訓練ということも考えられているのか、お聞かせください。

高島次世代育成・青少年課長

一度保育士になられて、辞められた潜在保育士の方につきましては、県の社会福祉協議会内に設置しております保育士・保育所支援センターにおきまして、潜在保育士の方と保育現場をつなぐコーディネーターを増員いたしまして、求職者に対しまして定期的に求人情報をお送りさせていただくとか、LINE登録をいただきますと、求人情報が手元に届きまして、いつでも確認できるような体制を取って、マッチング体制の強化を図っております。それで、一旦、離れられますと、やはり不安に思われている方もおられると思います。このあたりにつきましては、学生の方もそうなのですが、潜在保育士の方だけではなく、県内の保育所で職場体験の実施をさせていただきまして、保育現場への復帰を後押しし

ているような状況でございます。

東条委員

あらゆる手を使って、保育士を増やしていこうと努力をさせていただいているのだなと思いました。ただ、せっかく保育士になっていただいても、やはり辞めていくという状況を何とか食い止めないといけないというのは、もう皆さんも、いろいろなことを言われていますけれど、やはり処遇改善は大事だなということです。

それと公立とか民間保育所の方々の現場の声というのも直接、聞いていただくことというのは大事だと思うのですが、そういうことはされているのでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

保育所施設におきまして、先ほども申しましたが、指導監査時に面会をしておりますが、このあたりにつきましては、各法令に求められている事項等が適正に行われているかなど、指導又は助言をしているような状況でございます。

それと、今年度初ですが、直接、保育施設の特徴でございますとか、勤務条件を紹介する保育フェアを、今までは学生さんだけを対象にしていたのですが、潜在保育士の方も参加いただけるように、一堂に会して参加できるような形で拡充いたしまして、直接、保育施設の状況でございますとか、また、その職を求められている方のお声も聞けるような対応している状況でございます。

東条委員

特に、民間保育所の方々の意見というのは貴重だと思うのです。できるだけそういうお声を聞いていただいて、職場のチェックをしたり、県としても真摯に対応していただき、保育士の方が辞めないように努めていただきたい。職場環境の改善を前向きに推進をしていただきたいと思うのです。そして、早期に待機児童をなくしていくということは、県民の、特に徳島市とかは悲願だと思います。

また、子供を保育所に預けている方ですけれども、兄弟によって別々の所に預けに行かないといけないというような方もいらっしゃいます。働きながら保育所に預けに行くのに、すごく時間が掛かって、職場に行ったら本当に仕事に集中できないくらい疲れていたりとかいうのもありますので、やはり預ける方が本当に預けやすい所に預けられるようにしていただき、今後も、子供を産み育てやすい徳島を目指して、皆さんの連携を常に取っていただき、進めていただきたいと思います。

高島次世代育成・青少年課長

委員がおっしゃっていただきましたように、預けたいときに預けたい所へ預けられるのが理想と考えております。ただ、今、現状で、おっしゃっていただいたように待機児童が出ているような状況の自治体もございますので、まずはそれを解消いたしまして、今後はできるだけ子供を安心して産み育てることができるような環境づくりに努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

南委員

最近のニュースで、コロナ禍で全国的に出生数が下がってきているというようなニュースがあるのですけれども、徳島県はどのような状況でしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

コロナ禍におきまして、人口動態統計の速報が、令和2年の12月分が出ているような状況でございます。それで全国的には2.9パーセントほどの減少となっております。ただ、本県につきましては1.7パーセントの減でございます。国の流れとは少々違うような状況かと考えております。

南委員

今現在、生まれている子供というのは、コロナ禍の前に妊娠して生まれている子供なので、今現在、病院にかかって、これから生まれてきそうな子供というのが、コロナ禍の中の妊娠なのかなという気がするのですが、そのあたりの統計とかはございますか。

高島次世代育成・青少年課長

本県の状況でございます。2020年度の出生数は速報値で4,751人。前年度比で、1.7パーセントくらい減少しており、80人くらいの減少という速報値が、今出ております。これは令和2年の出生数は、若干減っているのですが、ほぼ横ばいであるので、ただ、近年の出生数の減少傾向については、非常に深刻な状況であると考えております。

南委員

現在生まれている方ではなくて、今例えば、病院にかかってこれから生まれてきそうな人数というのは、把握されていないのでしょうか。

蛭原健康づくり課長

ただいま、南委員から、生まれてくる方の人数ということでお尋ねがありました。手元に詳しい数値はないのですけれども、国のほうでは、コロナ禍ということ、要するに妊娠届出という形になるのですが、7月くらいまでに5パーセント程度落ちてきているとのこと。その中で、徳島県はその国の落ちた率よりも少なく、2.何パーセント程度という数字が7月時点では出ております。

南委員

数年前に出生数が100万人を切って、これ以上減ったら非常に大変なことになるというのが、一気に今、減ってきているというニュースがあり、本当に心配しているわけです。その上に、昨年夏頃のネットニュースなので、真偽が分からないのですけれども、十代の望まない妊娠が増えているというニュースもあったのですが、それは本当なのでしょうか。

蛭原健康づくり課長

ただいま、南委員から、望まない妊娠の状況についてのお尋ねがございました。望まな

い妊娠につきましては、県の6保健所で女性健康支援センターという相談窓口を設けておりまして、その中でいろいろな相談とかを受け付けている状況になっております。

それで、保健所から聞いた話では、望まない妊娠が一概に大きく増えたという話は伺っていない状況でございます。

南委員

ネットニュースは真偽が分からないので、読んでも頭がこんがらがらるばかりなところもあるのですけれども、そういう中で、出生数に対する人工妊娠中絶数の比率が、2016年に過去最低だったのが、2017年、2018年と若干増加してきているのですが、徳島県でそういう統計はあるのでしょうか。

蛭原健康づくり課長

手元にそのデータは持ち合わせておりません。また、あとで説明させていただきますので、よろしくお願いします。

南委員

通告していないのですけれども、人工妊娠中絶は、やはり減らすべきものだとは思いますが、どのような施策をしていったら減っていくと考えられますか。

蛭原健康づくり課長

望まない妊娠に関して人工妊娠中絶のケースも考えられるかと思えます。ですので、まずは若い世代に対して、健康でありながら妊娠出産を行っていただくという、今、啓発の主たるところとして、プレコンセプションケアというような、要するに健康な体を維持しつつ妊娠出産をしましょうという啓発を、いろいろな所でやっております。

また、保健所の相談窓口とかも開設させていただいておりますので、そういう所で相談いただいて、望まない妊娠とかにならないような形のケアをやりたいと考えております。

南委員

私だけの話かも知れませんが、中学時代には保健体育なんかの授業があったのに、当時余り習った記憶がないとかいうのもあるのですが、今保健体育とかの授業というのは、一応、専門の資格を持った先生が教えているのでしょうか。

木屋村学校教育課長

ただいま、南委員から、学校における保健とかの授業のことで、専門の教員が教えているのかという御質問だったかと思えます。まず、保健体育の免許を持っている者が、中学校でありますとか高等学校で、保健の授業を行っております。妊娠出産等については保健の授業で詳しく勉強するとともに、家庭科の授業とかでも、保育でありますとか子育てのことも学びつつ、家族計画などについても学んでいるところでございます。

南委員

予防的な形では、やはりそういう教育は非常に大事だと思います。もしも妊娠してしまったときには、里親制度とか特別養子縁組の制度というのはセーフティーネットとして機能するのでしょうか。

大井こども未来応援室長

望まない妊娠で生まれた子供さんの特別養子縁組であったりとか、里親制度につないでいくというようなお話なのですけれども、実際に今現在もそのような事例はございまして、子供さんがその後引き取られて、温かく家族に迎え入れられ、幸せに生活していくということを児童相談所のほうで相談を受けながら、しっかり対応しているところでございます。

南委員

特別養子縁組というのは非常に敷居が高すぎて、なかなか成立しないようなイメージがある中で、周知が余りされてもいない。例えば、若い子だったりそういう望まない妊娠をした人が、制度を知っているかということも問題がありますので、周知にもっと力を入れていくことをお願いして、質問を終わります。

大井こども未来応援室長

なかなか特別養子縁組については、敷居が高いというお話を頂いたのですけれども、すぐに特別養子縁組というのではなくて、里親制度の中にも特別養子縁組を見据えた里親というのもございまして、まず里親で子供さんを引き取ったあと、そのまま特別養子縁組につないでいくというような制度もございます。

そういうところから、先ほども午前中の議論でもありましたとおり里親制度について、しっかり周知に向けて取組も進めているところでございますので、この辺のところも引き続きしっかり対応していきたいと思っております。

岡田委員

事前委員会の時に時間の都合で1問になったので、その続きをさせていただきたいと思うのですけれども、まず認知症に対しての勉強の在り方ということで、バーチャルの機材を使って、自分が認知症になったときにこういうふうな症状になるということの学びの視点を県下に広めていただくというような御答弁を頂きました。

今徳島県、日本中そうなのですけれども、超高齢化ということになりまして、75歳の後期高齢者になったときには全然普通に住んでいけると思っていたのだけれど、今度は85歳になったら少し心配だし、これから10年先ずっと健康でいられるのかなというところを皆さんが心配するぐらい高齢化率が上がってきております。

それで健康で住み慣れた地域に暮らすという視点から、住民主体の見守りネットワークを構築していただいていると思うのですけれども、今後どのように広げていくべきと考えられていますか。

原内生涯健康室長

岡田委員から、認知症高齢者の住民主体の見守りネットワーク構築についての御質問を頂きました。高齢化が進行し、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が一層増加するなど、地域社会や家族関係が大きく変化している中、できる限り住み慣れた地域や自宅で暮らし続けられるように認知症の方の地域生活を支えるためには、医療や介護などの公的サービスだけではなく、様々なサービスの組合せや地域での住民による見守りや支え合いによりまして、重層的に支えていく体制の構築を一層進めていく必要があります。

その中でも住民による見守りは、地域の力で地域の異変に早期に気付き、守るという役割を担い、認知症のみならず地域の方が安心して生活を継続していく上での基盤となるものであると認識しております。

そこで、この基盤をより強固なものにするために認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターの更なる養成に取り組んでまいります。

また、老人クラブが社会参加活動の一環として実施している、一人暮らし高齢者の見守り活動である友愛訪問員活動や、民生委員、認知症の方を含む高齢者等の消費者被害を防止する消費者安全確保地域協議会とも連携を強化しながら、地域での重層的かつきめ細やかな見守り活動の充実を一層推進してまいります。

さらに、認知症高齢者の見守り体制につきましては、現在各市町村による地域の実情に応じたSOSネットワークなどの地域と警察、消防、地域包括支援センター等をつなぐネットワークが構築されておりまして、県においては、これらの全市町村のネットワークを包括する形で警察本部、新聞販売店や電気・ガス事業者等の民間の見守り協定団体等をつなぐ、徳島県認知症高齢者見守りセンターを設置運営いたしまして、24時間体制で全県域における認知症高齢者の見守りと、行方不明時にいち早く情報提供を求め、早期発見につながる情報センターとしての機能を持つネットワークを構築しているところでございます。

委員がお話しの住民主体のネットワークをこのような形で点と点をつないで線へ、また線を広げる形で膨らませて面へと広げていくことによりまして、重層的な見守りや支援につなげまして、認知症の人の安全確保や家族の負担軽減を図り、様々な生きづらさを抱えていても住み慣れた地域で暮らし続けられることができるよう、認知症バリアフリーの構築を推進してまいりたいと考えております。

岡田委員

まずは、地域の見守りがそこで暮らしていけるということの安全の担保になっていこうかと思っておりますので、そうすることによって高齢者の方たちが歳を重ねることが怖くない、そこで住み続けていけるから大丈夫だと思っただけのような地域づくりのために、是非全力を挙げて取り組んでいただきたいと思いますとともに、点と点のところではそれぞれ活動してくれているのですけれど、横の連携であったり地域を挙げて皆さんとの情報交換ができるようなシステムづくりというのが非常に大事だと思うので、そのあたりも必ず付けていただきたいと思います。

実は、鳴門市もSOSメールというのは入ってきていまして、名前も出していいという方は名前もあるので、どういう身長であり年齢であり、発見してもらうとき用の情報として家を出たときの格好がパジャマなのか白いジャンパーを着ているのかというような情報が提供されたメールが入ります。また、探していますというメールと見つかりましたというメールが、必ずSOSのネットワークに入っているところには送ってくださっております。街中を歩いているそのことを気にしながら皆さんが見ていただけるということは、非常に大きな目でその方の発見につながりますし、また限られた方ではなくていろいろな方に登録してもらうというところの部分はあるのですけれど、いろいろな方が安全確保のために注意していただくという仕組みというのは非常に有効なかなと思いますので、そのネットワークをどんどんと広げていけるように、そして安心して地域の住み慣れた場所で住んでいけるように、そしてまた歳を重ねることが全然怖くないというような見守り体制を是非構築していただきたいなと思います。

そして今、春が来てすごく話題になったのは、スマートフォンの価格の引下げという話があるのと、2026年に多分ガラケーの配信停止ということで、高齢者の皆さんも非常にスマートフォンに関心を持たれているというところがあるのですけれども、そういう情報はインターネットでないとなかなか得られにくい。

先ほどもホームページに載せていますというような、いつも皆さんの答弁にもあるので、そのホームページを見る環境としては、スマートフォンを持っていただいている方には非常に直接アプローチしやすいのでいいのですけれど、一方でもう一つ、ものすごく今問題になっているのは、なりすましのメールが届いていて、なりすまし詐欺というのではないのですけれど、非常に多くなっています。

そして、いろいろなキャッシュレス決済のほうが新型コロナウイルス感染予防にはいいよとか、キャッシュレス決済にしたら割引がありますよとか、ものすごく宣伝効果もあるので、皆さん関心もあるし興味もあるので、ただ落とし穴というのがものすごくあって、コロナ禍でスマートフォンを使い始めている方も多くいらっしゃるけど、それがうまくできている方もいますけれども、高齢者の方で指の先を使い、今まで使っていないものを使い始めるというところもあり、早くしないといけない、早く切り替えないと携帯が使えないというようなことで始められますと、いろいろな弊害が考えられると思います。

誤作動による被害であったり、思ってもいない所をたまたま押してしまったらとんでもない所に行ったのよというようなところもあると思うのですけれど、そういうふうなことも前提に置きながら、高齢者のデジタルデバイドの解消をするための対策が必要ではないかと思うのですけれど、具体的にどのように考えられていますか。

原内生涯健康室長

高齢者のデジタルデバイドを解消するための対策についての御質問でございますが、委員がお話のように、生活のあらゆる場面でデジタル化が進む中、スマートフォンとデジタル機器は不可欠となっております。当初予算におきましては、県老人クラブ連合会がスマートフォン等の研修を全市町村で実施するための経費を計上させていただいております。委員から、なりすまし詐欺等々の被害が増えているということでお話を頂きましたが、この研修会においては、併せて消費者被害防止に関する内容も組み合わせることとしてお

りまして、このような研修会の開催によりまして、高齢者が生活のあらゆる場面でデジタル化のメリットを十分に享受でき、安全で安心して地域活動を行えるようにデジタルデバイドの解消に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

岡田委員

是非、本当に一度詐欺にかかると限りなく陥っていくというような危険性があるし、実は、徳島県の詐欺の数は減っていませんよね。やはり消費者被害という部分はあるということ。それと今若い方たちにも非常になりすまし詐欺がはやっており、この間ITの専門の子が、詐欺にかかってしまったというので、一斉SNSに私のが届いたら絶対に開けないでくださいというようなのが、最近よく送られてくるのです。

非常に若い世代にとっても、なりすましといいますか、乗っ取りとかいろいろな部分がありますし、高齢者にも広がっていく、そしてまた2026年という数字を携帯電話屋さんが挙げているというところになると、それに集中して多分詐欺の数が増えていくというのは全然考えられる話です。

そしてまた、高齢者の方たちが、写真もきれいに撮れるし、画面も大きく見えるし、字も大きく見えるというところで、いろいろな意味でスマートフォンの利便性により普及されていきますと、使われている方の口コミで、今まで高かったのもあるけれど安くなったよねというような形で、本当に一気に広がっていく可能性あります。しかし、その背景にある落とし穴というのもすごい大きいものがあると思いますので、そのあたりも含めて重々勉強する機会を持つとともに、きちんとメリットとデメリットの大きさという部分もお伝えできるような勉強会の仕組みにしていきたい。

高齢者の方が快適に使っていただける環境と、詐欺に陥らないとか被害に遭わないというところではできる施策があるのでしたら、そこの部分にフィルターをかけるとかロックをかけるというような、まず防ぎ方の部分での講習というのもありなのかなと思います。携帯電話それぞれの機能が違うし、各種メーカーによって違うというところもありますので、一概にどれがどうのというようなところではないかも知れませんが、教えてくださいの方が、まずはそういう視点から皆さんに利用を勧めていくというような感じで、高齢者の方の勉強会を是非開いていただきまして、被害に絶対遭わないという取組を進めていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう一つ、この間テレビを見ていたら、大人の発達障がいという話がありまして、その方は認知症と症状が似ていたので認知症と思って施設に入って4年間、投薬を受けていたのですが、実はその5年の間に認知症の症状が進まなかったもので、調べたら実は認知症ではなくて発達障がいの一つであったというようなことでした。テレビで見たのでそれからの詳細は分からないのですが、実際、大人の発達障がいというのは、今は子供たちに対して発達障がいの検査をされたり、いろいろな知識として皆さん持たれているのですけれど、私たち世代にとっては発達障がいという概念がなくて、多分、皆さん個性として過ごされてきたと思うのですけれども、大人の発達障がいと認知症との違いということについてどのように解釈されていますか。

原内生涯健康室長

認知症と大人の発達障がいの違いについての御質問でございますが、認知症の症状は年齢を重ねることによって成長が終わったあとに、後から出てくるものでございまして、進行性であるのに対し、大人の発達障がいは子供の頃から潜在的にあった特性が大人になって目立ってくるというもので、大人になってから急に生じるのではなく進行しないというのが一番の違いです。

県内では、認知症と診断された方が実は発達障がいであったという相談事例は県の発達障がい者総合支援センターでは、特にこれまでになかったということを聞いております。

岡田委員

発達障がい者総合支援センターは多分、年齢に関わらず皆さんの相談窓口として県は早くから設置してくださっているのです、いろいろな相談ができやすい環境が徳島県には整っているのかなと思うのですけれども、この1年間のコロナ禍にあつて、大人の発達障がいの相談件数という部分は、誤認はなかったという話なのですけれども、この大人の方が相談された件数というのは増えているのですか。どのような状況なのでしょう。

原内生涯健康室長

発達障がい者総合支援センターの相談件数についての御質問でございますが、前年度に比べまして全体ではやや減少傾向にあるということを聞いております。その内訳なのですけれども、大人という分類が19歳以上ということになっておりまして、19歳以上の方と子供の内訳は前年度と約半々でございまして、現在、コロナ禍において増えている状況にはないということを聞いております。

岡田委員

少し逆に言えば、コロナ禍なので相談に行かなくなっているという状況のようなのですね。ただ、いずれにしても電話相談等々も受け付けてくれているとは思うのですけれども、県民の皆さんに電話相談できますよということ、またいろいろな方法で相談できますよということを県民の皆さんへ是非周知を継続していただきたいと思っております。

そしてまた、今度、大人の方が発達障がいかもしれないと気付かれたときの対応としてどのような対応があるのでしょうか。19歳以上の方でも発達障がい者総合支援センターで任意に相談してくださいというのが、先ほどのお話にあったのですけれども、具体的な方法として教えていただけますか。

原内生涯健康室長

発達障がい者総合支援センターに確認いたしましたところ、同センターにおきましては、相談支援から発達支援、就労支援まで発達障がいの支援を総合的かつ計画的に推進しておりまして、関係機関等の連携を効率的に行うことで、様々なライフステージにいる発達障がいの方々の自立や社会参加へと切れ目のない支援につなげているところでございます。

また発達障がい者総合支援センターでは最初に相談を受け付けたり、診療をすることの多い小児科や内科医などのかかりつけ医の医療従事者に対しまして、発達障がい対応力向

上研修を実施いたしまして、発達障がいのある方が身近な存在であるかかりつけ医と信頼関係を構築して適切な支援が受けられるように、地域の支援体制の充実に取り組んでいるところでございます。

さらに、身近な一次相談窓口となる市町村職員や相談支援事業所等の職員を対象に、発達障がい者支援専門員養成研修を行うとともに、高齢福祉担当者や地域包括支援センター職員を対象とした関係者研修を開催いたしまして、全世代を対象といたしました気付きの促進にも取り組んでいるところでございます。

発達障がいの特性があっても、診断が出るほどでもない方は多いのですが、発達障がいと気がついたときには、生きづらさを抱え込むのではなく、適切な対応や支援が受けられるように発達障がい者総合支援センターに相談していただきたい。

また、4月3日に文化の森21世紀館で、世界自閉症啓発デーにちなんだ啓発イベントを行うこととなっております。パネルや作品、写真等の展示を行うこととしておりまして、今後、発達障がいの周知にもしっかりと取り組んでまいると聞いております。

岡田委員

是非いろいろな取組をして、それぞれの方が必要な支援が受けられるようなところの窓口につないでいていただきたいと思えます。

そこで一つお願いがあるのですが、実は認知症の疑いがある方について、御家族が物忘れ外来であったり、認知症の相談ができる窓口にお連れしようとしてもなかなか本人が行かないというか、そこには絶対行かないと言って、それでかかりつけの医者には少し血圧が高いみたいなので、行こうと言ったら行きますというような話なのです。

今ものすごく学ぶ機会があるために、自分は認知症の症状が出ていると思われるのがものすごく嫌であったり、そういうところに連れて行かれるのが嫌であったりということですね。相談受けた方からは、だから名前をもう少し変えろとか、普通の病院ではないですけど、かかりつけ医の中のクリニックではないですけど、やはりその部分の知識があればあるほど、そこに行きたくないという逆の効果が働いているみたいです。

早期の手当てによって重篤化を防げるというような認知症のお話等々もあるし、初期段階で相談に行ってくれたらもう少し支援のサポートもできたし、こういうふうなところからの体制作りができました、包括ケアシステムでサポートできましたとかいうお話があるのですが、それも重々分かるのですが、やはり本人の尊厳と意思があつてなかなか、やはりそこにたどり着くにはものすごくハードルが高いというのを介護されている方からのお話としてありました。

やはりそのところをクリアしていかないと早い段階での病院へのアプローチであったり、地域との接点というところの部分非常に難しいのかなと思えますので、一度、体制作りをしていただいて地域での見守りというところも絶対必要なのですが、やはり一番基本になる本人の御意思が大事になるというところがありますので、病院の名前や科の名前が分かりやすいのはいいのですが、その部分がやはりネックになって、その扉を開けて中に入って診療してもらおうというところがなかなか難しく、連れて行けなかったというようなお話を最近伺いましたので、そのあたりも是非、改善できる部分でないのかとも思えますので、認知症予防、また発達障がいの方への取組としてつなげていただ

ければと要望させていただきます。

そして、この委員会の6月の付託委員会時に男性の育児休暇の話を見せてもらいました。男性の育児休暇については、今回、国を挙げて対策として取り組んでいってくださるような話になっているのですけれども、ただ男性が育児休暇を取ると出産要件での保育園の預かりがなくなるという、これはいったいどういうことなのかという質問といたしますか、お話を聞かせていただきました。

今のところ、国を挙げて男性の育児休暇を長期間必ず取りましょうという話になっているのですけれども、それに関して保育の必要性の認定要件というのはどういう意向になる予定なのかを分かってはいますか。

高島次世代育成・青少年課長

保育所、認定こども園の御利用を希望される方につきましては、保育の必要性の認定を受けていただく必要がございます。この保育の必要性の認定要件といたしましては就労でございますとか、保護者の疾病、親族の介護とか看護、また妊娠出産などがございます。

ただ、この認定要件の違いによりまして、認定の有効期間が異なっております。このことから、例えば就労につきましては、認定された場合は保護者が、育児休業を取得されても、生まれたお子さんが満1歳の誕生日前日の月末まで継続して入所できるとか、一方、おっしゃっていただいた出産の認定要件として入所された場合には、出産の翌々月の月末まで、具体的には出産月前後2か月、合計5か月の認定の有効期間となるためから、継続して入所したくても、そこで一旦入所が解除されます。再度その時点で保育の必要性の認定を受けて入所の選考をされるということでございます。

この点につきましては、利用申請時にそれぞれの自治体で説明をされていると聞いておりますが、自治体の状況、具体的に対応につきましては、それぞれの自治体の保育の状況でございますとか、入所されております保育施設ごとによりまして継続的に入所可能かどうか、それぞれ状況が異なるような状況でございます。

市町村によっては、2か月後に退所いただくと言われている所もあるようですが、ただ、その場合でもその御家族の状況に応じて入所できる場合、施設によっては入所できる場合があるように聞いております。

岡田委員

出産要件の考え方について、それぞれの市町村や施設によって違うという話だったのですけれど、それでは配偶者の方が育児休暇を取ることになったら、出産要件で保育園は預かってくれないという、それは第2子以降の出産の話になってこようかと思うのですけれど、その場合、今もそうなのですか。

高島次世代育成・青少年課長

出産要件でございますと、これもそれぞれの自治体によります。それも特に条件を付けずに継続して利用が可能な自治体もありますし、例えば、下のお子さまが1歳になるまででございますとか、上のお子さんが翌年度小学校入学とか、幼稚園入園を控えている場合は、継続して利用が可能であるとか、先ほど申しましたように原則、継続を認めないとか、

それぞれ今自治体によりまして、状況が異なっているような状態でございます。

原則認めないという所におきましても、その入られている施設によりまして継続的に入られる可能性があるとも聞いております。

岡田委員

男性の、だから、配偶者が育児休暇を取るという、本人ではなくて。私が聞いたのは、男性が育児休暇を取ればその要件が満たされないの、家で世話をする人がいるから、その出産要件というのが保育園で預かってもらう理由にならないので、上の子は保育園に預かってもらえなくなったという話で6月の委員会でも話をしております。今回言っているのは、国を挙げて男性の育児休暇4週間は最低取りましようというようなことを推奨されています。ということは、今まで皆さんが言っている男性の育児休暇を取ることによって、保育園が預かってくれなくなるということが、やはり継続されていくのか、それとも男性の育児休暇というのはプラスアルファの支援として、本来出産の要件で保育園に預かってもらっていたことに加え、もう一手間として男性が育児休暇を取って、家の中で出産時のサポートの体制になるのかということと非常に大きな差があると思うのです。

だから、その部分で今まで言われていた配偶者の男性のほうに育児休暇を取ってもらったら、保育園に預かってもらえなくなるから、育児休暇を取らないで、保育園に預けさせてもらいましたという話を聞いている状況からすると、今後、私が一番気になるのは、男性の育児休暇を是非取っていただきたいし、進めていただきたいし、皆さんそれぞれ子供が小さい時に関わって、お父さんの役割であるという部分をしていただきたいなと思うのですけれども、そのことによって上の子供たちが保育園に入れないというのは、別問題と思うのですけれども、そのところが一緒にされているというところに対しての問題意識というのを非常に感じるのですけれども、そのあたりについてはいかがですか。

高島次世代育成・青少年課長

先ほど、お答えさせていただいたように保育の必要性の認定を要件といたしまして、国のほうでも定められております。また、それに応じて各自治体が運用いたしております。保育の必要性の取り方になろうかと思いますが、男性が育児休業を取られた場合にその子供さんの保育も必要性があるかどうか、その各自治体の今の状況に応じた対応になっている状況でございます。

岡田委員

そうしたら、私が聞いた事例ではその男性が育児休暇を取ったら保育の必要性の要件がなくなるので、保育園に預かってもらえないのですと言われたのですけれども、県内で男性が育児休暇を取っても保育園に預かってくれる所はあるのですか。

高島次世代育成・青少年課長

男性に限らず女性でも育児休業を取られて、そのまま退所せずに預かっていただけるという所はございます。

岡田委員

そうしたら、本当に県内でも市町村ごとに様々なので、逆に言うと県としては、子育て世代の方は子育て環境が良い所に行きなさいという話ですね。そういう解釈でいいのですか。

高島次世代育成・青少年課長

子育て環境が良い所に行きなさいというのではなく、全ての自治体の子育て環境が良くなるのが理想かと思っております。それに向けまして、受皿の整備と午前中からお話させていただいております保育士の確保に向けまして、預けたい方が預けたい所へ預けられるというのが理想と考えております。

岡田委員

今、課長が理想と言ったけれど、それを現実にしないと子供の数は増えませんので、今言っていることは第2子以降で非常に重要な問題になってくるのです。第1子の場合は、その上の子供たちがいないので、その生まれてきた子供に皆さんが専念できます。しかし、第2子、第3子、第4子とたくさん子供を産み育ててもらって、産み育ててもいいよという方たちに対してそのサポートがないということは、それだったらもう一人目だけでいいですわということにつながっていくお話なのです。

それで、今言っているのはその少子化対策という部分で、子供を産み育てやすい環境を整えましょうということで、県としてはまずは結婚の前からの話で、ここの課では全部サポートしますということになっているのですけれど、結婚の前から、結婚して、そして出産して、その出産後の子育てまでというのが、この特別委員会で議論をする部分となっていると思うのです。そこの中であって一人目の子供たちの場合は少なくともその手当はあるし、その親にも関わっていくし、一人目の子供なのでというところはあるのですけれど、双子だったらどうするのかという話もあって、いろいろな大変な話も聞いているのですけれど、少なくとも第2子、第3子の子供を産み育てたいし、二人目も欲しいし、3人目も欲しいという方たちに対して、今の御答弁では、徳島県内で探すというのなら、住みやすい所に行かないと、たちまちの対応はできないという解釈でいいのですね。

高島次世代育成・青少年課長

子育てしやすい所というのではなく、全ての所で子育てしやすいように県としても頑張っております。ただ、現状といたしましては、やはり一部の所で待機児童が出ているのが現状でございます。まずはその解消を含めまして、各市町村が子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、先ほど申しました受皿と保育所の確保を一体的にしている状況でございますので、県といたしましても市町村と連携しながら、安心して出産、子育てができるような環境を整えることは非常に重要であると考えております。

岡田委員

現状は分かった上での質問をさせてもらっているのです。現状を打破するためにどうすればいいかと知恵を絞っていただきたいと思えますし、保育所の問題、先ほど来保育士の

確保という部分と、それと働くお母さんたちというのは非常に増えていますし、女性活躍というの也被われておりますが、女の方も外に出て働く機会も増えましたし、学校卒業をしたら就労するということに普通につながっていますので、働く女性でありながら結婚して、出産して、子育てもするという非常に多忙な状況の中であって、それにうまく対応していくために保育園であったりというサポートの部分があると思っています。

そのあたりがきちんとマッチングして、数のミスマッチがないようにできていかないと、その働くお母さんたちのキャリアの保証もできないし、そしてまた産まれてくる子供たちの数というの、非常に産みたくても産めないというのが今言われているところですので、そのあたりの皆さんの思いというのは、そこの部分からまずは改善するというところから始めないと、徳島県の人口は減っていくだけというお話も頂いています。

子供を産みたいのよ、二人目、三人目が欲しいのよという方たちが安心して産めるフィールドを積み上げていっていただかないと、逆に言ったら子育てしやすいという徳島県の言葉が本当ですかというようなところにつながっていきかねないので、もし今一度全部見直してもらいまして、子育てしやすいというのが何なのかというところを改めて皆さんで協議していただきまして、是非取組を進めていただきたいと思ひます。

努力していただいているのは分かっている上での話をさせてもらっていますので、その部分もう一步踏み込んで、当事者の目線であったり、お母さんの目線であったり、お父さんの目線であるところから、創意工夫ともう一工夫をしていただきたいなと要望させてもらいたいと思ひます。

それで、少子高齢化における徳島県としての在り方として、まずは子供たちがすくすくと育ち、そして育った子供たちが健全に子育てができる環境を是非整えていただきたいと思ひます。そのあたりを考えていただく中には、男性育児休暇というところが、プラスなのかマイナスなのか分かりませんが、男性の育児休暇の在り方とか、中身の勉強会とか父親としての教育というのをされていると思うのですが、そのあたりの充実を図られるというようなところのサポートもあってもいいのかなと思ひますので、いろいろな取組を考えながら子育て環境を整えていただくように要望して終わります。

上田未来創生文化部長

今、国難の一つと言われている人口減少問題、その中でも少子化問題は非常に大きなウェイトを占めていると思ひております。今、育休の話がいろいろと出ておりました。産後8週間で切る所、それから1年、1歳6か月、2歳、いろいろな市町村があると思ひます。御承知のとおり児童福祉におきまして、市町村が保育を必要とする児童に対しまして、必要な保育を確保するための措置を講じる、いわゆる保育の実装事務というところがございます。公立保育所に入る人員確保とか施設整備については、まずは市町村が実施することとなっているところではございますが、県といたしましては、この児童福祉に関する業務が適切かつ円滑に行えるよう必要な助言、また適切な援助を行うという形になっておりますので、委員から頂きました御助言も踏まえまして、しっかりと進めてまいりたいと思ひます。

立川委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」という者あり)

以上で質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。常任委員の任期は、本定例会の閉会の日までとなっておりますが、我々、特別委員会の委員におきましても、慣例により、常任委員の任期に合わせて、

閉会の日辞任することになっております。そこで、辞任の手續につきましては、委員長において取り計らいたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」という者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

また、本年度最後の委員会になりますので、私から一言御挨拶をさせていただきます。

委員各位におかれましては、この1年間、終始熱心に御審議を賜り、また、議事運営に格段の御協力を頂きましたことは、大変意義深いものであり、厚くお礼を申し上げます。おかげをもちまして、大過なく委員長の重責を、全うすることができました。これもひとえに、委員各位の御協力の賜物たまものであると、心から感謝申し上げます。

また、仁井谷保健福祉部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきましたことに、深く感謝の意を表する次第でございます。審議の過程において表明されました委員の意見、並びに要望を十分尊重され、今後の施策に反映されますよう、お願い申し上げます。

最後に、報道関係者各位の御協力に対しましても、深く感謝を申し上げます。依然、新型コロナウイルス感染症が県民生活に大きな影響を及ぼしております。皆様方には、引き続き、感染防止対策に万全を期していただきまして、それぞれの場で、今後とも県勢発展のために御活躍いただきますよう祈念いたしまして、私の挨拶といたします。1年間ありがとうございました。

仁井谷保健福祉部長

それでは、理事者を代表いたしまして、私からも一言、御挨拶を申し上げます。

先ほど、立川委員長さんから、大変御丁寧なお言葉を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。また、立川委員長さん、そして、杉本副委員長さん、そして、それぞれの委員の皆様方から、この1年間、当委員会におきまして、非常に熱心に御審議を賜り、幅広い点から様々御指導を賜りましたことに関しまして、重ねてお礼を申し上げます。

皆様方から頂きました貴重な御意見、御提言につきましては、我々といたしましても十分、これを踏まえまして、なお一層、今後の施策の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも、変わらぬ御指導、御鞭撻べんたつを頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びといたしまして、皆様方の、今後ますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私からのお礼の御挨拶とさせていただきます。1年間ありがとうございました。

立川委員長

これをもって、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(14時21分)